

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

2次交通移動支援事業実証実験の期間延長

宮宿地内の移動支援として定額な料金でタクシーを利用できる2次交通の実証実験を7月1日から9月30日までとしていましたが来年3月31日まで延長します。ぜひ買い物等の移動でご活用ください。

▶期間

令和5年3月31日まで

▶対象者

公共交通機関を利用した方で、最初の目的地から次の目的地（右記運行区間参照）へ移動する際にタクシーを利用したい方

▶利用料金

75歳以上 200円

その他一般 400円（デマンドタクシーと同じ）

▶運行区間

本町、西町、栄町、大町、元町、新宿、四ノ沢地内の町有施設、金融機関、商業施設等への移動のための運行

▶問合せ先

政策推進課 地域振興係 ☎67-2112

創遊館西側駐車場「利用制限」のお知らせ

創遊館の西側駐車場舗装改修工事に伴い、下記の期間中、西側駐車場（国道側）が全面使用不可となります。工事期間中の駐車につきましては、役場駐車場をご利用ください。

町民の皆さまにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

▶利用制限期間

10月11日（火）～10月22日（土）

▶その他

11月には正面玄関前駐車場の舗装改修工事が予定されています。

▶問合せ先

教育文化課 生涯学習係 ☎67-2118

9月16日からSDGs推進月間です

SDGsは、2015年に国連で採択された、「誰一人取り残されることのない」持続可能でより良い社会を目指す世界共通の目標です。

県では、9月16日から10月16日までを「やまがたSDGs推進月間」としています。「家事を平等に分担する」、「食べ残しをなくす」など、県のホー

ムページに掲載している例なども参考に、日々の生活の中で皆さんもSDGsの実現に向け取り組んでみましょう。

▶問合せ先

山形県みらい企画創造部 企画調整課
☎023-630-2895

古民家マルシェ「すんたく市」を開催します！

▶場所

新宅（すんたく）今井家「宿のやかた」
（前田沢交差点すぐ）

▶日程

10月1日（土）午前10時～午後2時

▶内容

ハンドメイド作品、骨董品、農産物、菓子、グルメ
などの販売、メダカすくい、射的など

▶同時開催イベント

あさひ十人展

9月30日（金）～10月2日（日）

午前10時～午後2時

出展者：小林秀子（刺し子）、成原千枝（書）、
佐竹伸一（写真）、多田炬子（ボタニカルアート）、
長岡雅彦（陶芸）、鈴木昭由（石工）、
山口裕子（絵画）、奥山千明（陶芸）、
牧野曜（水彩画）
※会場で販売します。

▶その他

新型コロナウイルス感染症予防のため、マスク着用でご入
場ください。なお、感染状況によっては中止とな
る場合もありますのでご了承ください。

▶問合せ先

星の会 成原千枝 ☎67-2636

グループホームあさひで職員を募集しています

▶職種等

介護職員（正職員）2名

▶内容

高齢者の生活支援全般

▶勤務時間

- ①午前7時～午後4時（休憩1時間）
 - ②午前8時30分～午後5時30分（休憩1時間）
 - ③午前11時～午後8時（休憩1時間）
 - ④午後1時～午後10時（休憩1時間）
 - ⑤午後10時～翌午前8時（休憩2時間）
- ※①～⑤のシフト制

▶休日

9～10日/月

▶賃金

162,000円～242,000円（資格・経験により優遇）
※夜勤手当3,000円/回
※施設見学も受け付けています。また、パートで
の就労も可能ですので、詳細は問合せください。

▶申込み・問合せ先

グループホームあさひ（担当：加藤・佐藤）
☎67-7766

男の料理教室（初級、弁当コース）参加者募集

普段料理をしないシニア男性の方へ、郷土食に詳
しい食生活改善推進員の皆さんが、簡単でおいしい
料理を教えてください。今回は、3回コースの第2
回、3回目の参加者を募集。1回のみ参加も大歓迎
ですので、ぜひご参加ください。感染症対策として、
会食はせず、お弁当にして持ち帰ります。

▶開催日

10月6日（木）

【3色丼、いかと里芋の煮物】

11月8日（火）

【ご飯、りんごの豚肉巻き、なめたけ和え】

▶時間

午前10時から

▶内容

ご飯の炊き方、調味料の計り方等調理の基本

▶会場

秋葉山交遊館（北部公民館）

▶持ち物

弁当箱、エプロン・バンダナ・材料代(300円)

▶定員

4名（先着順）

▶その他

マスクの着用をお願いします。また、当
日37.5度以上の発熱や風邪症状がある
場合は、無理せずお休みください。

▶申込み

参加希望の方は、9月29日（木）まで下
記問合せ先へご連絡下さい。

▶問合せ先

町食生活改善推進協議会事務局
（健康福祉課内）☎67-2116

新規学卒・UIJターン就業者激励金を交付します

新たに町内企業等に就業した町民に対し激励金を交付します。必要書類を揃え、総合産業課商工観光係へ申請してください。

▶対象者

町内の企業等（農業、自営業含む）に正規就業した新規学卒就業者（最終学校卒業後、概ね1年以内に就業）とUIJターン就業者（転入後、1年以内に就業）

※ただし、次に掲げる方は該当しません。

- ①公務員
- ②町外への転勤がある職種に就業している方
- ③パート、アルバイトなど、正規以外の形態で就業している方
- ④就業後6ヶ月未満で離職した方
- ⑤町税等の滞納がある方
- ⑥その他、町長が対象者として適当と認めない方

▶交付額

3万円

▶申請方法

必要書類 ①激励金交付申請書、②雇用年月日等証明書（※雇用先からの証明）を下記へ提出してください。

※申請書等は担当課に準備してあります。

（町ホームページからも取得可）

▶提出期限

就業後6ヶ月を経過した日以後、速やかに提出してください。（最終は令和5年3月31日）

▶問合せ先

総合産業課 商工観光係 ☎67-2113

令和4年度狩猟者登録について

狩猟をする場合は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県への登録が必要です。町内に住所のある方は、下記の日程・内容で登録を受付します。

▶期日・場所

10月5日（水）

午前10時～正午、午後1時～午後3時

村山総合支庁 西村山地域振興局 東棟 203 会議室

▶提出書類

- ①狩猟者登録申請書（登録種別ごとに必要）
- ②写真2枚（3.0cm×2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもので、裏面に氏名を記入）
- ③狩猟災害共済事業被共済者証又はハンター保険加入証
- ④鉄砲所持許可証
（第1種、第2種銃猟の登録する者のみ）
- ⑤狩猟免状
- ⑥狩猟税減免書類
 - ・県民税の所得割を納付することを要しない旨の市町村長の証明書
 - ・対象鳥獣捕獲員であることを確認できる書類（実施隊の辞令書等）
 - ・過去1年以内に有害鳥獣捕獲に従事したことを確認できる書類

▶手数料 県証紙 1,800円（登録種別ごとに必要）

▶狩猟税（現金）

種別	I 通常登録	II 有害鳥獣捕獲従事者	III 対象鳥獣捕獲員
第1種銃猟	16,500円 (11,000円)	8,200円 (5,500円)	課税免除
わな・網猟	8,200円 (5,500円)	4,100円 (2,700円)	課税免除

※括弧内は当該年度の県民税の所得割を納付することを要しない者のうち、次のいずれかに該当する者

- ①同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者
- ②同一生計配偶者又は扶養親族に該当し、かつ農林水産業に従事している者
- ③当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養家族に該当する者

▶問合せ先

村山総合支庁 環境課（担当：小川・本間）

☎023-621-8426

年金生活者支援給付金制度のお知らせ

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは日本年金機構（年金事務所）が実施します。

▶対象者

- ①老齢基礎年金を受給している方
以下の要件をすべて満たしている方
 - ・65歳以上
 - ・世帯員全員、市町村民税が非課税
 - ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
- ②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
前年の所得額が約472万円以下の方

▶請求手続き

- ①新たに年金生活者支援給付金を受け取る方
日本年金機構から請求可能な旨のお知らせを送付しています。お知らせが届いたら同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し早めに提出してください。
- ②年金を受給しはじめる方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場で請求手続きをしてください。

※日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありませんので、ご注意ください。

▶問合せ先

専用ダイヤル
☎0570-05-4092（ナビダイヤル）
税務町民課 住民生活係 ☎67-2119

乗るなら確認「自賠責」お忘れなく！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。自動車損害賠償保障法に基づき、全てのクルマ・バイク（原動機付自転車を含む）1台ごとに加入が義務づけられています。自賠責保険・共

済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください。

▶問合せ先

国土交通省東北運輸局山形運輸支局
輸送・監査部門 ☎023-686-4711

自治功労者と善行者を推薦してください

▶自治功労者の推薦基準

- ①地方自治、教育、学芸、産業、経済の振興発展に貢献し、その功績が大なる方
- ②社会福祉や人命救助、交通安全思想の普及等その功績顕著な方

▶善行者褒賞の推薦基準

日常とかく目につかず「かくれた善行や美德」を行った方（寝たきりやお年寄りの介護等を除く）

▶対象者

個人または団体で、年齢、性別不問

▶推薦方法

各区長、各団体、町民から広く推薦
※推薦調書は役場総務課、西・北部公民館にあります

▶推薦締切

10月7日（金）

▶問合せ先

総務課 総務係 ☎67-2111